

おしらせHOTコーナー 案内

HOT コーナー



ハッピーごまちゃん®

市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した
内容が聞き取れなかった
場合、再度聞き直せます
(定時放送を除く)。通話
料は無料です。

広報やしおに掲載したイベントなどは、中止・変更になる場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



第1回八潮市多文化共生推進プラン策定委員会の傍聴

回5月29日(金) 午後2時
場市役所別館A会議室
内多文化共生推進プランについて
定10人(当日先着順)
問市民協働推進課 ☎328

八潮市新庁舎建設基本設計(素案)に対する意見募集期間の延長

広報やしお4月号で、新しい庁舎

人権擁護委員の任命

(再任) 恩田 誠氏
(新任) 齋藤 京子氏
(任期 令和2年4月1日～令和5年3月31日)

の基本設計(素案)に対する意見募集をお知らせしましたが、新型コロナウイルスの影響で公共施設での素案の公開ができないことなどから、意見募集期間を1カ月延長し、6月11日までとします。

防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達試験放送

国からの地震や武力攻撃などの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム(J-ALERT)と、市の防災行政無線の連動を確認するため、試験放送を行います。

回5月20日(水) 午前11時ごろ

内防災行政無線チャイム(これは、アラートのテストです(3回))
こちらは、防災やしおです
政無線チャイム
※災害や天候などにより、試験放送を中止する場合があります。
問危機管理防災課 ☎305

5月31日は世界禁煙デー 5月31日～6月6日は禁煙週間

たばこは個人の嗜好品ですが、がんや生活習慣病などさまざまな病気の危険因子であることが、科学的に

証明されています。また、たばこの煙の害は、受動喫煙としてたばこを吸わない周りの人にも及びます。4月1日から、改正健康増進法が全面施行され、望まない受動喫煙を防止するための取り組みが強化されました。

2020年工業統計調査

この調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的としており、統計法に基づく報告義務がある基幹統計調査です。

回申請日現在、過去1年以内に自転車用ヘルメットを購入した市内在住の中学生以下の方(15歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある方)および65歳以上の方(自転車ヘルメット購入時)※通学用ヘルメットを除く

自転車用ヘルメットの購入費用の補助受付中

申請書(中学生以下の方は保護者が申請)。
申請費用の2分の1(上限2000円、100円未満切り捨て)

補助件数 100件(申込順)※1人につき1回まで。ただし、中学生以下の方で、平成29年度以前に申請した場合は、再度申請できません。

問申請書(交通防犯課窓口、駅前出張所または市ホームページで入手)に必要書類を添えて、交通防犯課 ☎288(窓口へ)

※必要書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせ

2020年工業統計調査は、従業者4人以上のすべての製造事業所を対象に、令和2年6月1日時点で実施します。

この調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的としており、統計法に基づく報告義務がある基幹統計調査です。

調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国および地方行政施策のための基礎資料として活用されます。

また、今回の調査では、同封の返信用封筒による郵送提出か、インターネット回答のいずれかの回答方法となります。

※調査員による調査票の回収は行いません。

問企画経営課 ☎233



工業統計キャラクタール・コウちゃん

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険の資格、給付、保健事業についてお知らせします。届け出にはマイナンバーカード(個人番号カード)など、本人確認ができるものをお持ちください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、郵送による手続きにご協力ください。

問国保年金課 ☎214

資格の取得・喪失手続き

加入(資格取得)

国社会保険、共済組合など職場の健康保険を喪失した方で、任意継続や他の健康保険に加入していない方

持離職および喪失の確認ができる書類(離職票、社会保険資格喪失証明書など)、年金手帳(60歳未満の方で、国民年金加入者を除く)

脱退(資格喪失)

国保に加入していた方で、社会保険、共済組合など他の健康保険に加入した方
持新しい保険証、国民健康保険証

給付の手続き

出産したとき

被保険者が出産したとき、出産育児一時金(42万円)を支給します。出産育児一時金の支払方法は次のとおりです。

- ①直接支払制度
- ②受取代理制度
- ③国保年金課へ申請

医療費が高額になるとき

1カ月の医療費が、世帯ごとに設定された「自己負担限

度額」を超えた場合は、「高額療養費」として、給付を受けることができます。

事前申請する場合

入院や高額な外来診療をするときは、事前に国保年金課で「限度額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示すると、自己負担限度額までの支払いとなります。

持保険証、世帯主の印鑑、平成31年以降に転入した方は前住所地の課税または非課税証明書

事前申請しなかった場合

該当世帯主に、受診月の2カ月後以降に送付される高額療養費支給申請書を国保年金課へ提出してください。

持保険証、世帯主の印鑑、世帯主名義の預貯金通帳、医療機関の領収書

交通事故に遭ったとき

交通事故など第三者(加害者)の行為だけが原因の場合でも「第三者行為による被害届」を提出すれば国保を使うことができます。

なお、届出前に示談を済ませたり、加害者から治療費を受け取ったりした場合は、使えなくなる場合があります。国保を使う場合は、早めに届け出をしてください。

亡くなったとき

被保険者が亡くなったとき、

保健事業

人間ドック・脳ドック補助金

全額自己負担(保険適用でない)で人間ドックまたは脳ドックを受診した場合に、かかった費用の7割を補助金として支給します(限度額12万5000円)。ただし、この補助金を申請する場合は、今年度、健康診査補助金の申請をすることはできません。

また、人間ドックを受診した方がこの補助金を申請する場合は、特定健診の受診もできません。

問八潮市国保被保険者の資格が継続して1年以上ある40歳以上の方で、国保税・市税を滞納していない方
持保険証、世帯主の印鑑、預貯金通帳、人間ドックなどの領収書

※人間ドックを受診した場合は、結果の写しおよび特定健診受診券も必要。

問受診日から1年以内に国保年金課へ(1年度内に1回のみ申請可)